⑹ Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;

① It must be a person who doesn't correspond to the person and the bankrupt who doesn't have the ability that the corresponding contract concludes by not obtaining rehabilitation.

② It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn't correspond to the person who doesn't perform a contract.

③ Have the Grade A, Grade B or Grade C in "Service" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2016, 2017, 2018

④ Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly

⑤ Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty

⑥ Prove to have no false statement in tendering documents

⑦ Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating

⑧ Other persons who are qualified as provided in the bidding instructions

⑺ Time-limit for Tender : 11 : 00 AM, 16 February, 2017

⑻ Contact point for the notice : Naoki Ohyama, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入札公告の訂正

平成 28 年 12 月 27 日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
長崎病院長　長部　雅之

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　42

1　掲載日　平成28年12月５日付（号外政府調達227号）

2　訂正内容　19ページ２段目の入札公告（第13704号）「病院庁舎電力」について、２⑶中、「A、B又はC」を「A、B、C又はD」に、５⑹③中、「Grade A, B or C」を「Grade A, B, C or D」にそれぞれ訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 28 年 12 月 27 日

支出負担行為担当官
中国四国防衛局長　菅原　隆拓

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34

○第 15 号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　岩国飛行場㉘藻場・干潟回復工事

⑶　工事場所　山口県岩国市（米軍岩国基地内）

⑷　工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

・敷砂投入　約1,000㎥、・中詰材投入　約17,000㎥、・捨石投入　約25,000㎥、・覆砂材投入　約29,000㎥

⑸　工期　平成30年３月30日まで

⑹　使用する主要な資機材　ガット船、曳船等　敷砂　約1,000㎥、中詰材（土砂）約8,500㎥、中詰材（転炉スラグ）約8,500㎥、捨石　約25,000㎥、覆砂材　約29,000㎥

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては中国四国防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年12月27日付又は平成28年10月14日付中国四国防衛局長）に示す手続きに従い、岩国飛行場㉘藻場・干潟回復工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　防衛省における平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「土木一式工事」で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　防衛省競争参加資格の「土木一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、990点以上であること。

⑸　平成13年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、土運船（ガット船、ガットバージ、またはフェリーバージ等を含む）により、海域への直接投入（土砂、石材等）を伴う海上工事（投入量40,000㎥以上）の工事を施工した実績（１契約当たり）を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員、平成13年度以降に、土運船（ガット船、ガットバージ、またはフェリーバージ等を含む）により、海域への直接投入（土砂、石材等）を伴う海上工事（投入量10,000㎥以上）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　監理技術者は、一級土木施工管理技士、一級建設機械施工技士又はこれと同等以上の資格を有する者であると国土交通大臣が認定した者。

イ　主任技術者は、二級土木施工管理技士、二級建設機械施工技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者。